

電気新聞及びホームページ 公告文

JESC 規格の改定と水技解釈への引用要請,
民間製品認証規格の改訂と溶接事業者検査ガイドへの引用要請について

日電規委 29 第 0025 号
平成 29 年 10 月 26 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会では、JESC 規格の改定と水技解釈への引用要請、民間製品認証規格の改訂と溶接事業者検査ガイドへの引用要請について、平成 29 年 12 月の委員会で評価することを予定していますのでお知らせいたします。ご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」（JESC H3004）の改定と「発電用水力設備の技術基準の解釈」への引用要請について（水力専門部会）
- (2) 「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格（火力）」（TNS-S3101-2011）の改訂と「電気事業法第 52 条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」への引用要請について（火力原子力発電技術協会 民間製品認証規格（火力）改訂部会）

2. 案件の趣旨，目的，内容等について

- (1) 「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」（JESC H3004）の改定と「発電用水力設備の技術基準の解釈」への引用要請について
 - a. 要請した委員会
水力専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）
 - b. 趣旨，目的，内容等
本 JESC 規格は、露出または土中埋設形式の水圧管として水路に使用する樹脂管（一般市販管）の材料と許容応力を規定しており、水技解釈に引用されています。
今回見直しを行った結果、引用規格の改正の反映等が必要であるため改定し、水技解釈への引用要請を行うものです。
- (2) 「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格（火力）」（TNS-S3101-2011）の改訂と「電気事業法第 52 条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」への引用要請について
 - a. 要請した委員会
民間製品認証規格（火力）改訂部会
（事務局：一般社団法人 火力原子力発電技術協会）

b. 趣旨, 目的, 内容等

本規格は、電気工作物の火力及び燃料電池発電用火力機器の溶接部を適用範囲として、公平かつ専門性の高い民間製品認証機関が溶接施工工場の製造（溶接部）の認証を行うための評価基準及び要領を示したものです。また、本規格については、溶接事業者検査への活用が認められており、溶接事業者検査ガイドに引用されています。

今回、本規格を改訂したため、溶接事業者検査ガイドへの引用要請を行うものです。

3. 規格の発行及び国への要請の予定

平成 29 年 12 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 (一般社団法人 日本電気協会 技術部)

住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル北館 4 階

電 話：03-3216-0553 (内線 270)

ファックス：03-3216-3997

電子メール：委員会の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：平成 29 年 10 月 26 日 (木)

受付終了日：平成 29 年 11 月 24 日 (金)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会です。上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。